

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年1月17日(2013.1.17)

【公表番号】特表2010-511210(P2010-511210A)

【公表日】平成22年4月8日(2010.4.8)

【年通号数】公開・登録公報2010-014

【出願番号】特願2009-534869(P2009-534869)

【国際特許分類】

G 06 F 17/30 (2006.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

H 04 L 29/08 (2006.01)

G 06 F 21/00 (2013.01)

【F I】

G 06 F 17/30 170Z

G 06 F 17/30 320Z

G 06 F 13/00 353C

H 04 L 13/00 307Z

G 06 F 15/00 330A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年11月19日(2012.11.19)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0052

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0052】

一実施の形態において、フィルタは次のようにして実現される。セッションテーブルの検索が所望される或るイベントが特定される。該イベント内に記憶されたデータに基づいて、クエリーキーが決定される。前記検索が実行される前に、前記クエリーキーは前記テーブルのフィルタに対して照合されることによってテストされる。該クエリーキーが前記テストで合格した場合、所望のデータが前記テーブルに記憶されているかもしだれず、検索が実行される。一方、該クエリーキーが前記テストで失格となった場合(例えば、IPアドレスキーが前記フィルタのIPアドレス範囲内ではない場合)、所望のデータは前記テーブル内に記憶されておらず、前記検索は実行されない。